

2019年4月から5月の 国民の休日による診療体制のご案内

2019年4月27日から5月6日までの当院の診療体制は以下のとおりとなります。

ご来院の皆様におかれましては、ご迷惑をお掛け致しますが、よろしくお願い申し上げます。

日付	曜日	休日名	病院の診療体制
4月27日	土		通常診療 (午前診療、午後休診)
4月28日	日		1日休診
4月29日	月	昭和の日	1日休診
4月30日	火	国民の祝日	1日休診
5月1日	水	国民の祝日 新天皇即位	1日休診
5月2日	木	国民の祝日	1日休診
5月3日	金	憲法記念日	1日休診
5月4日	土	みどりの日	1日休診
5月5日	日	こどもの日	1日休診
5月6日	月	振替休日	通常診療

※上記期間中、座間総合病院の救急診療は行います。

※5月6日は通常診療となります。

※5月7日以降は通常診療となります。

※休診時は相武台前駅間の巡回バスも運休となります。